

琴浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 23 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

令和 2 年 11 月 1 日

琴浦町長 小松 弘明

人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）（単位：人）

	競争試験		
	男性	女性	計
一般行政職	4	5	9
技能労務職	0	1	1
計	4	6	10

(2) 職員の退職の状況（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）（単位：人）

	一般行政職		技能労務職		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
定年退職	2	3	0	1	2	4	6
応募認定退職	1	3	0	0	1	3	4
普通退職	2	3	0	0	2	3	5
分限免職	0	0	0	0	0	0	0
懲戒免職	0	0	0	0	0	0	0
失職	0	0	0	0	0	0	0
死亡退職	0	0	0	0	0	0	0
計	5	8	0	2	5	10	15

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

ア 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在) (単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数
		令和元年	令和2年	
普通会計部門	一般行政部門	159	159	0
	教育部門	44	47	+3
	小計	203	206	+3
公営企業等会計部門		20	18	▲2
合計		223	224	+1

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

イ 年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在) (単位：人)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0	9	24	29	31	26	28	34	21	8	4	10	224

ウ 職員数の推移 (単位：人・%)

部門別	年度							過去5年間の 増減数(率)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
一般行政	202	196	203	197	203	206	4(2.0%)	
公営企業等会計	19	20	21	20	20	18	△1(△5.3%)	
総合計	221	216	224	217	223	224	3(1.4%)	

(4) 職員の人事評価の状況

評価の回数	2回
評価の時期	9月、3月

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

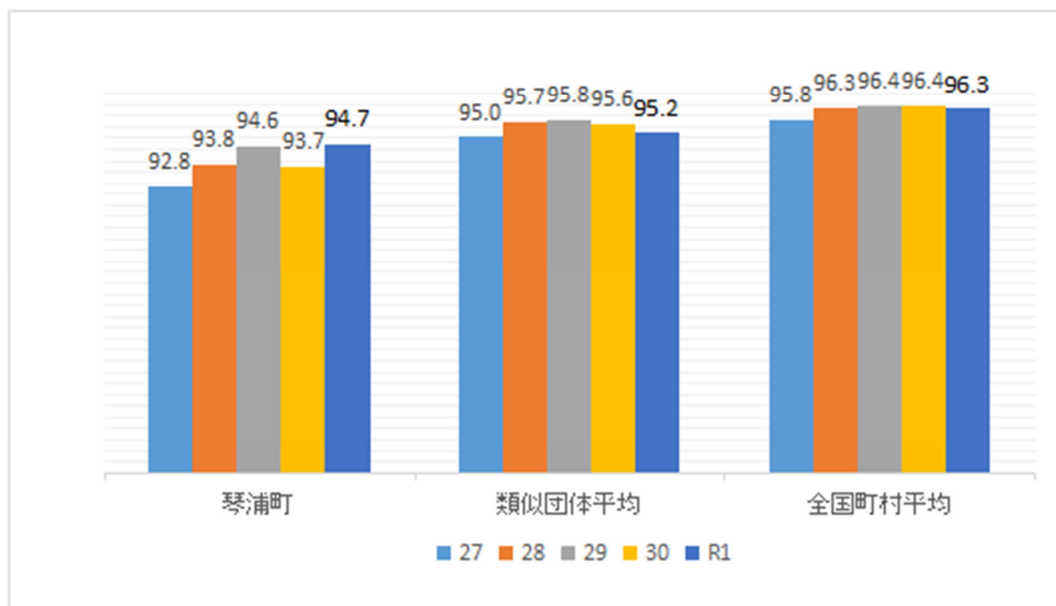
区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
令和元年度	17,274人	107億8,216万2千円	3億9,799万6千円	15億912万3千円	14.0 %

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給与費				1人あたりの給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和元年度	205 人	6億5,039万1千円	4,391万4千円	2億6,451万7千円	9億5,882万2千円	467万7千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和元年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

エ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

(ア) 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 行政職給料表の水準を平均 2 %引き下げる。(最大 4.7%)

(イ) 地域手当の見直し

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日より実施

(内容) 地域手当の給地区分を 1 級分増設 (7 級地の増設)

(ウ) その他の見直し内容

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容)

- ・ 単身赴任手当の基礎額 (現行 23,000 円) を 7,000 円上げる等の見直しを行う。
- ・ 管理職員特別勤務手当について、災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜 (午前 0 時から午前 5 時までの間) に勤務した場合、勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内で支給する。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

(ア) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
琴浦町	39.0歳	267,383円	293,263円
国	43.2歳	327,564円	408,868円

(イ) 現業職（国は技能労務職）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
琴浦町	52.3歳	297,300円	311,463円
国	50.9歳	287,283円	328,862円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

イ 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分		琴浦町	国
一般行政職	大学卒	182,200円	182,200円
	高校卒	150,600円	150,600円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

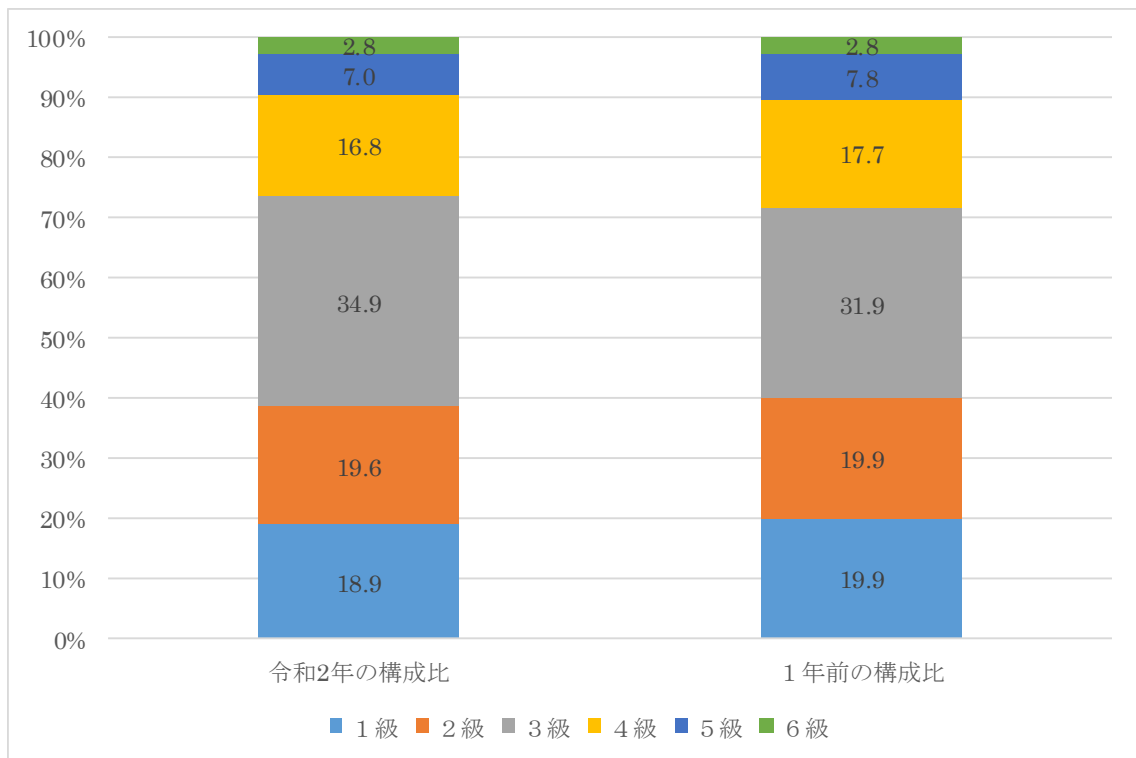
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	253,621円	312,905円	352,042円
	高校卒	218,200円	276,550円	314,300円
現業職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)	1号俸の 給料月額	最高号の 給料月額
1級	主事	27	18.9	146,100円	247,600円
2級	主事	28	19.6	195,500円	304,200円
3級	係長・主任	50	34.9	231,500円	350,000円
4級	課長補佐	24	16.8	264,200円	381,000円
5級	課長	10	7.0	289,700円	393,000円
6級	課長	4	2.8	319,200円	410,200円
計		143	100		

- (注) 1 琴浦町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

	琴浦町		国	
1人あたり平均支給額 (令和元年度)	124万1,195円		左に 同じ	
令和元年度支給割合	期末手当			
	6月期	1.3(0.725)月分		0.925(0.45)月分
	12月期	1.3(0.725)月分		0.975(0.45)月分
	計	2.6(1.45)月分	1.9(0.9)月分	
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による 加算措置	6級15% 4・5級10% 3級5%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

イ 退職手当(令和2年4月1日現在)

		自己都合	定年	国
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	左に同じ
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	退職時特別昇給		無	
1人あたり平均支給額	—	—	1,390万2千円	—

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

令和元年度支給実績 無し

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

令和元年度支給実績 無し

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	1,824万9千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	10万1千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R1年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R1年度決算)	
扶養手当	配偶者	10,000	同	—	1,973万7千円	24万6千円 (80名)
	子	8,000				
	子（配偶者なし）	10,000				
	子（特定期間）	加算 5,000円				
	父母等	6,500				
	父母等1人目（配偶者なし）	9,000				
住居手当	家賃27,000円以下	家賃額-16,000円	同	—	615万3千円	27万9千円 (22名)
	家賃27,000円を超え、61,000円未満	(家賃額-27,000円)×1/2+11,000円				
	家賃61,000円以上	28,000円				
通勤手当	交通機関などの利用者	最高限度額 55,000円	同	—	1,092万3千円	6万4千円 (170名)
	自動車などの利用者（通勤距離2km以上）	2,000円～31,600円				
管理職手当	総務課長	48,000	異	—	844万9千円	42万2千円 (20名)
	その他の課長	40,000				
	参事等	20,000				

(5) 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

		給料月額等		
給料	町長	827,000 円		
	副町長	662,000 円		
	教育長	621,000 円		
報酬	議長	331,000 円		
	副議長	240,000 円		
	議員	224,000 円		
期末手当	町長	令和元年度支給割合		
	副町長	3.4 月		
	教育長	加算	月額×1.2	
	議長	令和元年度支給割合		
	副議長	3.4 月		
	議員	加算	月額×1.2	
退職手当		支給率	1 期の手当額	支給時期
	町長	500/100	16,540,000 円	任期毎に支給
	副町長	280/100	7,414,400 円	任期毎に支給

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの、令和2年4月1日現在）

1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

総付与日数(A)	総使用日数(B)	全対象職員数(C)	平均使用日数(B/C)	取得率(B/A)
8,382日	2,305日	218人	10.6日	17.9%

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

時間外休日勤務総時間数 (1年間)	職員一人当りの時間外・ 休日勤務月平均時間数
8,686時間	3.2時間

(4) 主な特別休暇の状況（令和2年4月1日現在）

主な特別休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
ボランティア休暇	ボランティア活動に参加する場合	年5日の範囲内	同じ
結婚休暇	職員が結婚した場合	連続する7日以内 (週休日等を含む)	連続する5日以内 (週休日等を含む)
産前産後休暇	女性職員が出産した場合	産前8週・産後8週	産前6週・産後8週
夏季休暇	夏季における諸行事等のため	3日	同じ

4 職員の休業に関する状況

(単位：人)

	令和元年度新規取得者			前年度からの継続取得者		
	男性	女性	計	男性	女性	計
育児休業	1	7	8	0	9	9
育児部分休業	0	0	0	0	0	0
自己啓発等休業	0	0	0	0	0	0
配偶者同行休業	0	0	0	0	0	0

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数 (平成31年4月1日～令和2年3月31日) (単位:人)

内容	降格	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

(2) 懲戒等処分者数 (平成31年4月1日～令和2年3月31日) (単位:人)

内容	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を 怠った場合	0	0	0	0	0
信用失墜行為をした場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	0	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

営利企業等従事許可の状況 (平成31年4月1日～令和2年3月31日) (単位:人)

内容	人数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社 その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねよ うとする場合	0
自ら営利を目的とする私企業を営もうとする場合	2
報酬を得て事業又は事務に従事しようとする場合	34
計	36

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (平成31年4月1日～令和2年3月31日) (単位：人)

	対象者数	受診者数
人間ドック	147	113
健康診断	290	284
計	437	397

(特別職、臨時職員等を含む)

(2) 福利厚生事業の状況

ア 一般財団法人 鳥取県市町村職員互助会について

(ア) 負担率 (令和元年度)

	職員掛金	町負担金	負担割合 (職員：町)
給料に係る率	2.0/1,000	2.0/1,000	1：1
期末手当等に係る率	2.0/1,000	2.0/1,000	1：1

(イ) 事業内容

給付事業	出産祝金、結婚祝金、入学(就職)祝金、退会せん別金、弔慰金
福祉事業	宿泊保養施設利用助成、インフルエンザ予防接種助成、健康ウォーク、健康セミナー

イ 琴浦町職員厚生会について

(ア) 負担率 給料の4.5/1,000

(イ) 令和元年度琴浦町補助金決算額 0円

(ウ) 事業内容

給付事業	結婚祝金、出産祝金、傷病見舞金、慰労金、脱退給付金、弔慰金
厚生事業	各種スポーツ大会参加助成、職員交流事業、清掃活動事業